

## プラズマシミュレータシステム利用規程細則

(利用者コードについて)

第1条 利用者コード登録申請書に記入する e-mail アドレスは、正式なアドレス(ac.jp や go.jp 等)でなければならない。Gmail や Yahoo など、フリーメールアドレスでの申請は不可とする。

(パスワードの取扱い)

第2条 利用者は、初期パスワードを受領後、速やかにパスワードを変更しなければならない。

2 使用できるパスワードは、原則として、記号、英小文字、英大文字、数字のうちから2種類以上を組み合わせ、12文字以上の長さ、容易に推定できない複雑さを有するものとする。(パスワード長は、できるだけ長い方が良い。)

3 自己から推定できる文字列、辞書等に掲載される文字列の組み合わせ、文字と数字の置き換え等、探索・推定が容易なパスワードにしてはならない。また、他のシステムと同じパスワードは使用しないこと。

4 第2項および第3項について、プラズマシミュレータシステム運用担当者がツールによるパスワードの脆弱性のテストを行うことがある。このテストでパスワードが脆弱であるとみなされた利用者は、パスワードの変更を求められることがある。